

第二十六回国会

参議院大蔵委員会会議録第二十六号

昭和三十三年四月五日(金曜日)午後四時五十五分開会

委員の異動

四月四日委員下條康彦君、栗山良夫君、椿繁夫君、野澤勝三君、江田三郎君、鮎川義介君及び野坂参三君辞任につき、その補欠として田中茂穂君、小酒井義男君、柴谷要君、大倉精一君、藤田藤太郎君、市川房枝君及び岩間正男君を議長において指名した。

本日委員小酒井義男君及び前田久吉君辞任につき、その補欠として栗山良夫君及び野田俊作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

廣瀬 久忠君

理事

木内 四郎君
西川甚五郎君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
稲浦 鹿藏君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
高橋進太郎君
土田国太郎君
苦米地英俊君
田中 茂穂君
宮澤 喜一君

天田 勝正君

大倉 精一君

栗山 良夫君

柴谷 要君

藤田藤太郎君

杉山 昌作君

野田 俊作君

市川 房枝君

岩間 正男君

池田 勇人君

足立 篤郎君

原 純夫君

小澤久太郎君

富樫 凱一君

木村常次郎君

大蔵省主税局長

建設省道路局長

事務局側

常任委員

会専門員

本日

の会議に付した案件

○揮発油税法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

議事に入ります前に、委員の異動がありましたので、御報告いたします。

昨日四日付をもって、委員椿繁夫君、野澤勝三君、野坂参三君、鮎川義介君、下條康彦君、栗山良夫君、江田三郎君が辞任され、柴谷要君、大倉精一君、岩間正男君、市川房枝君、田中茂穂君、小酒井義男君、藤田藤太郎君が選任せられ、本日付をもって、小酒井義

男君及び前田久吉君が辞任、栗山良夫君及び野田俊作君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず理事補欠互選の件に關してお諮りいたします。

去る三月二十日江田理事の委員辞任に伴い、理事に一名欠員を生じておりますので、この際その補欠を互選いたしたいと存じますが、先例により、成規の手続を省略し、委員長の名に御一任願うこととして、御異議ありませんか。

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。それでは理事に大矢正君を指名いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

御発言もないようでありますから、両案の質疑は終了したものと認めます。

(参照)

揮発油税法案に対する修正案

揮発油税法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項中「第二十三條」を新法第二十三條に改める。

附則第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

附則第六項中「改正後の揮発油税法(以下「新法」という。)」を「新法」に、「租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六條第一項」を「旧租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六條第一項、第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十九條」に改め、同項中これらの法律の規定の下に「(第二十三項においてその例によるものとされる第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法第九十條の規定を含む。)」を加える。

附則第九項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

附則第十一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第十九項中「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)」を「租税特別措置法」に、「昭和三十三年四月一日」を「揮発油税法の施行の日」に改める。

附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第二十一項として次の一項を加える。

21 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)による」を削る。

附則第十六項から附則第十八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十七項として次の一項を加える。

17 道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「揮発油税法による揮発油税(以下「揮発油税」という。)」を「揮発油税」に改める。

附則第三項から附則第十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 改正後の揮発油税法(以下「新法」という。)(第十條第一項の規定の適用については、昭和三十三年四月分の申告書に限り、同項中「毎月」とあるのは、「この法律の施行の日から昭和三十三年四月三十日まで」と読み替えるものとする。

附則に次の一項を加える。

23 前項の規定による改正前の租税特別措置法第八十九條の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税及び地方道路税の徴収又は免除については、第七項に定め

るものを除くほか、なお従前の例による。

地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方道路税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第四項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第五項中「附則第九項」を「附則第十項」に、「附則第十項」を「附則第十一項」に改める。

附則第十二項中「昭和三十三年法律第二十号」を「昭和三十三年法律第二十六号」に改める。

修正案の趣旨を御説明申し上げます。修正の趣旨は、本案の成立が改正案で予定した施行日の昭和三十三年四月一日後となりますので、それに伴いまして、法律案の附則における所要の規定を次の通り修正整備しようとするものでございます。

第一は、附則の第一項における施行の日を、「昭和三十三年四月一日」とありますので、「公布の日」に改めたいというふうに改めることにいたしたのであります。

その次は、法第十條第一項における移出数量等の申告は「毎月その製造場から移出した揮発油について申告義務があるものであります。昭和三十三年四月分につきましては、これを「この法律の施行の日から同年四月三十日まで」に移出した揮発油について申告するよう改めるために、新たに附則第三項として、現在の附則第二項の次に一項を設けようとするものであります。

先般成立いたしました新しい租税特別措置法によりまして、航空機の燃料用揮発油に対する免税につきましては、昭和三十三年四月一日から揮発油税法の施行の日の前日まではこの租税特別措置法の適用を受けることとなりますので、同法により免税承認を受けて引き取った揮発油を改正法律施行の日以後に他の用途に消費した場合等の徴収規定を付則第二十三項に、その際の税率は新法の税率によることを附則第七項（現在の附則第六項）に追加して規定しようとするものであります。

その次には、租税特別措置法による航空機の燃料用揮発油及びゴム溶剤用等の工業用揮発油の免税措置を、昭和三十三年四月一日から実施するよう当初規定してありましたのを、揮発油税法施行の日から実施するように、附則第二十二項（現在の附則第十九項）を改めようとするものでございます。

次に道路整備費の財源等に関する臨時措置法及び日本道路公団法の規定における「当該年度の揮発油税法による揮発油税」とありますのを、当該年度に揮発油税法が新旧二木あることとなりまして、これを明確化するため、新たに附則第十七項及び附則第二十一項を設けて、「当該年度の揮発油税」と改めることにいたしましたのであります。

以上の改正に伴い、附則の各項の番号に異動を生ずるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

地方道路税法の一部を改正する法律案についても、同様 施行期日等について所要の改正を加えようとする修正案でございます。

○杉山昌作君 修正案はお手元に配付

してございますので、朗読は省略させていただきます。速記録に掲げることの御許しを願いたいと存じます。

〔参照〕

揮発油税法案に対する修正案

揮発油税法案の一部を次のように修正する。

第九條中「一万四千八百円」を「一万四千円」に改める。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項中「第二十三條」を「新法第二十三條」に改める。

附則第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

附則第六項中「改正後の揮発油税法（以下「新法」という。）を「新法」に、「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六條第一項」を「旧租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六條第一項、第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第八十九條」に改め、同項中「これらの法律の規定の下に（第二十三項においてその例によるものとされる第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法第九十條の規定を含む）」を加える。

附則第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「三千八百円」を「三千円」に改める。

附則第十項中「三万八千円」を「三万円」に、「七万六千円」を「六万円」に、「二十二万八千円」を「十八万円」に、「三十八万円」を「三十万円」に改める。

附則第十一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第十九項中「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）を「租税特別措置法」に、「昭和三十三年四月一日」を「揮発油税法の施行の日」に改める。

附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第二十一項として次の一項を加える。

21 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二條中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）による」を削る。

附則第十六項から附則第十八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十七項として次の一項を加える。

17 道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「揮発油税法による揮発油税（以下「揮発油税」という。）を「揮発油税」に改める。

附則第三項から附則第十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 改正後の揮発油税法（以下「新法」という。）第十條第一項の規定の適用については、昭和三十三年四月分の申告書に限り、同項中「毎月」とあるのは、「この法律の施行の日から昭和三十三年四月三十日まで」と読み替えるものとする。

附則に次の一項を加える。

23 前項の規定による改正前の租税特別措置法第八十九條の承認を受ける

けて製造場又は保稅地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税及び地方道路税の徴収又は免除については、第七項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

本修正案に伴い要する経費

本修正案による国庫の減収は、政府の課税標準数量を基礎とすれば、約二十二億円である。

地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方道路税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條の改正規定中「三千五百円」を「三千二百円」に改める。

第七條第二項の改正規定、第九條の改正規定、第十條の改正規定、第十一條第一項の改正規定並びに第十二條第四項及び第十三條第一項の改正規定中「百八十三分の三十五」を「百七十二分の三十二」に、「百八十三分の百四十八」を「百七十二分の百四十」に改める。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第四項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第五項中「附則第九項」を「附則第十項」に、「三十八分の十五」を「三十分の十二」に、「附則第十項」を「附則第十一項」に改める。

附則第六項中「百八十三分の三十五」を「百七十二分の三十二」に、「五十三分の十五」を「四十二分の十二」に、「百八十三分の百四十八」を「百七十二分の百四十」に、「五十三分の三十八」を「四十二分の三十」に改める。

附則第十二項中「昭和三十三年法律第二十六号」を「昭和三十三年法律第二十六号」に改める。

本修正案に伴い要する経費
本修正案による国庫の減収は、政府の課税標準増量を基礎とすれば、約八億四千万である。

修正は二点にわたっております。

第一点は、増税額の修正でございます。揮発油税法の第九条中、「一万四千八百円」とあるのを、「一万四千円」に改める。それに関連するところの若干の条項の改正を行う。

もう一つは、地方道路税法の改正案におきまして、第四条の規定中「三千五百円」とあるのを、「三千二百円」に改める。それに関連した若干の条項の修正でございます。配付案で詳細御了承願いたいと存じます。

まず、この修正の理由を申し上げますが、今日、日本の経済産業を發展させるのに、道路の整備開発が緊要であるといふことは、これはどなたも異論のないところであります。政府も着着その方向に向つて御努力なさつておるわけでございます。ただ、その財源につきましては、先年揮発油税が目的税のようなものになつて以来、ほとんどもっぱら、揮発油税の収入をもつて財源とする。一般財源というものは非常に微々たるものであるというふうなことであります。その結果は、揮発油税が今日でも累次の増高を來たしております。また再びここでも増徴するといふことで、いかにもこれは自動車業者にとりまして、負担が重くなつてゐる。そのことは、直ちに運賃の引き上げといふふうなことから、一

般物価にもはね返つてくるだらうといふことをおそれるのであります。従つて、何とかして、税率の増徴を最低限にとどめる必要があるのではないかと一考を考へておるわけであります。むろん、これは政府において、その趣旨で立案したことは重々存じますが、そういう見地から、政府の出されておる揮発油税、地方道路税、合せての値上げ率六千三百円、あるいは衆議院の修正案の五千三百円といふふうなものを、どういふふうな基礎でその金額が出てきたかといふことの資料をちやうだいいたしまして、詳細に検討して、結局は、ガソリンの消費量を三百九十万キロとしていふところに、何か違ひがあるのじやないかといふことで、この点に向ひまして、論議あるいは質疑が集中したことは、皆さん御承知の通りであります。その質疑の過程からわれわれが受けたことは、三百九十万キロといふのは、なるほど今日政府の一応のめどであるといふことにはなつておりますけれども、現に政府の中におきまして、自動車運輸に非常に有力なところの省の資料には、四百二十一万キロといふものが現に存在しているのではありません。それから見ましても、政府の三百九十万キロといふものが絶対不動のものではないのじやないか。若干ここに差を得る余地があるのではないかと一印象を持ったわけであります。そうして、さらに方面を變えまして、今日までのこの揮発油税の予算を作るときに、どういふふうな基礎でやつておつたかといふことを振り返つて見ますと、毎年々々政府は、今年と同じように、今日の情勢ではこの数量が一番

見込みとしては正しいのだ、一番確かな数字だといふことを言つてこられたのでありますけれども、これを実績と比較しますと、昭和二十七年年度以来、大体一割程度の伸びが出ております。予算に対して一割の伸びが出てゐる。もちろん政府が予算を編成されるときには多少の安全率をもつてやられるのは、これはもつともな話でございます。その意味で、若干の伸びが出ることは、これは当然だと私たちも思うのでありますけれども、今日のこの揮発油の伸びといふことは、これが直ちに税率を幾らにするかといふことに關係してゐる。安全率をよけいに見れば、それだけ税率は高くなるといふふうなことに直接の影響があることである。税率の引き上げを最低限にとどめたいといふことは先ほど申し上げた通りであります。従つて税率をなるべく低く、なるべく国民の負担を少なくするようにという観点からさかのぼりまして、伸びをどの程度に見る方がいかといふことが一応の考究の焦点になるのじやないかと考へるわけであります。今日までの政府の予算と実績との比較から見ますと、その安全率はおよそ一割を見ているといふことではあります。一割では——今日税率との關係から考へまして、安全率はもう少し減らしてもいいではあるまいかといふことから考へまして、これを五分の伸び、五分の安全率を見る。すなわち三百九十万キロよりも五分ふやしたところをもつて基礎として税率を算定するといふ方が適當であらうと、かように考へたわけであります。従つて三百九十万キロにかへまして四百九万五千キロという数字をもとにして計

算いたしますと、揮発油税及び地方道路税合せて四千二百円という数字が出てくるわけであります。これを政府の原案あるいは衆議院修正案と同じような割り振りで申して、揮発油の方が三千円、地方道路税と税の方に千二百円割り振りをいたしまして、この改正案の数字を作つたわけでございます。以上の通りに、税率は減少いたしましたけれども、實際上、揮発油の消費量を實際に合せてありますので、予算を執行する上におきましては、今日予算に計上しておりますところの五百四億、揮発油税の五百三億九千四百万円、地方道路税の百十三億七千三百万円といふものに対して、ほとんど同じ収入が得られるはずであります。従つて予算の執行上何らの支障はないといふ見通しをもちまして、この修正をいたしたような次第でございます。

揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正案のうち、税率にかかるところは、これを實施することにより、衆議院修正後の揮発油税及び地方道路税の収入見込み額に對し、揮発油税において約二十三億円、地方道路税において約九億円、合計三十二億円の減収を生ずるものと見込まれ、すでに成立いたしました三十二年度予算の執行に重大な影響を与へ、財政の健全化を著しく害するものと考へますので、政府としては、修正案中の税率にかかるところについては反対でございます。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御発言もなければ、これより揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案、(いずれも衆議院送付案)及び木内、杉山両君の修正案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

連記をとめて。

〔連記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 連記を始め

て。

○木内四郎君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま杉山委員から提案されました案のうち、税率に関する点につきましては反対であります。その他の修正の部分、及びそれを除きました衆議院送付原案につきまして賛成の意見を述べたいと思ひます。

杉山委員の今御説明になりました修正案の根本は、歳入予算の基礎になりました揮発油の消費見込み量とこの際動かしてみよう、それによつて税率を下げよう、こういう意味であるのであります。まず第一に、一般的に申し

まして、歳入予算の基礎となりました数字に對しまして、確たる根拠もなく増減することは、たゞいま大蔵大臣の言われましたように、非常に危険であり、かつ不健全であると存じますので、この根本に對して、まず賛成をいたしかねるのであります。衆議院におきまして、ガソリン税の引き下げにつきまして、いろいろ協議されたようでありまして、その際におきまして、いろいろな点は工夫されたようでありまして、この根本の、歳入予算の基礎となつた消費見込み数量に對しては手をつけなかつたのであります。しかるに、この良識の府と言われるところの參議院におきまして、この点について手をつけるというふうなことは、私どもは賛成することはできないのであります。ことに、過般來、歳入見込りにつきましては、ややともすれば、過大になるじやないかというふうな意見をしばしば述べになつた方が、この期に参りまして、歳入予算のもとであるところの消費見込み量につきまして水増ししようという御意見を出されることは、われわれの理解し得ないところでございます。さらに、この修正案の具体的内容につきまして、さつきお話がありました、この点につきまして、計算上非常な誤りがありまして、かつ危険であると思ひますので、私どもは、そういう意味から言ひましても賛成できません。たとへば、課税実績の数量の予算に對する増減の率を、過去三カ年間振り返つてみますと、二十九年度におきましては、予算に對して、たしか一九・一九・三〇の増がありました。しかるに、その後だんだん予算の編成が適実

になつて、見積りが非常に実情に近くなつて参りまして、三十一年度におきましては、それが八・二〇、さらに三十一年度におきましては六・二〇になつておるのであります。にもかかわらず、数年來ずつ一割ずつ予算について増しておるといふことは、これは非常に大きな誤りでありまして、だんだん実績が予算に對して増す率が減少して、昨年度におきましては、大体六・二〇程度になつておるのを、しつてこれを一〇〇に上げて、その半分だから、それだけはいくらであらうというふうなことは、これは非常に危険であり、不健全であると思ひます。さらにまた、本年度の見込みについて見ますと、二十九年度におきましては、前年度に對して八・〇、すなわち一〇・八〇の増に見込んでおる。三十一年度におきましては、五・四〇、三十一年度におきましては九・四〇でありまして、それを年度の予算におきましては、二・一・四という大幅な消費見込みの増を見込んでおるのであります。その上に、さらに今申し上げたような誤まつた基礎のもとにおいて、その半分の五〇を加えるというふうなことは、これは非常に歳入予算の見込りにおきましては危険なのだと思ひます。おきましては、消費量の増加見込みにつきまして、これは見込んでおる。今日外貨予算も割合に大きく見まして、この余剰がありません。そこで、外貨予算の裏づけもない、そういうものを消費の中に見込むといふことはどうかと思ひます。また、先ほど運輸省が、かつて一つの参考として、試算として出した数量についていろいろお話がありました、これに

つきまして、たとえば、自動車台数につきましては、昨年の十一月提出されましたところの三十五年度までの増加見込み、こういうものに対して、突如として大きな水増しを加へて、三十二万台もの増を見込んだ、しかも、消費量につきまして、非常に独断的水増しを行なつておるのであります。で、こういう点にかんがみまして、政府におきまして、この数字は詳細に検討したのであります。その結果、政府は不適当としてこれを採用しなかつた、そうして、三百九十万キロリットルというものを採用したのであります。それに対して、こういう不確定、あるいは水増し、そういうものを基礎にして修正案を出される、歳入の見込みをされるということは、非常に危険であると思ひますので、私はその意味におきまして、これに對しては賛成することはできないのであります。

（栗山良夫君「議事進行、発言に間違ひがある」と述べ）
○委員長（廣瀬久忠君） 討論中でありますから。
○平林剛君 私は社会党を代表して、ただいま杉山君から提出された修正案に對して、賛成の討論を行いたいと思ひるのであります。
今日まで政府から提出をせられてきた揮発油税法案、地方道路税法案について、いろいろと審議を加えて参りましたけれども、私どもとしては、この政府提案に對しても、また、この二つの法律案が議會において審議中の段階におきましても、政府がとられた態度はまことに遺憾に存じておるわけでありまして、その一つは、院議を非常に輕視しておるということでありま

す。揮発油税につきましては、今日でも一キロリットルに對して一万一千円、地方道路税を含めると一万三千円という高い負担になつておる現状でありますので、これ以上の増徴は無理であり、絶対に反対をするという決議が、衆議院の運輸委員會で昨年の十二月三日に行われておるわけでありまして、參議院においても、十二月四日に同様の決議がありました。ところが、この決議を踏みにじつて今回のような提出になりました。私は、これはたとへその委員會が税率を必ずとこの委員會でなくとも、運輸委員會で慎重に諸般の事情を考慮して決議されたことに對して、少しも顧みないで、このような法案提出に至つたことに對しては、院議尊重という意味でまことに遺憾に存じておるわけであり

第二には、政府の道路整備に對する熱意があらまつた方向で強調されておるのではないかと、こういうことが指摘をされると思ひます。今日の日本の道路は、産業經濟の發展のために、一日も早く整備して、産業の隆路を解決しなければならぬということについては、私ども、また何人もこれを認めるところであると思ひます。従つて、そうであるならば、政府の基本政策として、道路建設の整備のために、財源を十分に用意すべきであつたはずであります。ところが、予算面に現われた数字は、わずかに四十四億円であります。昭和二十九年度の五月二十日の閣議におきましては、道路整備五カ年計画を検討して、事業費二千六百億円の中心で、揮発油税に依存すべきものは千四

百億程度に決議がされておる。これは當時の必要財源の五四〇でありまして、まあ一般の財源から捻出しようとする考え方であつたと思ひます。政府も、道路の整備に要する一般経費と、目的税としての揮発油税、地方道路税に依存すべき割合を、こういうふうにきめておつたのであります。ところが、今政府から提出された法案を見ますと、揮発油税、いわゆる目的税に頼るものは五百三億円で、政府の一般財源はこれに對して、わずかに四十四億円であります。一〇〇にも満たない数字であります。私は、そういう意味で、政府の道路整備に對する熱意の程度というものがここからもうかがわれるのだと思ひます。

第三には、揮発油税の課税率の根拠が、先ほど杉山委員から説明がありましたように、非常にあいまいである。しかも私に言わせると、たえず動揺して、定見がない。今回の増徴率は、初め一萬数千円から出発をいたしまして、衆議院の審議の段階においては八千五百円、六千五百円、また五千三百円という工合に、変更が加えられまして、その根拠があいまいであることが次第に明らかになつてきたのであります。これは私は、大へん國民の納得に苦しむところであると思ひます。政府、大蔵當局も、ただ、取らんかなの精神で課税率を高めて、こゝう言われても仕方がない。それに課税率の基礎となりましてガソリンの消費量についても、政府内部の見解はまちまちであります。運輸省においては大体四百二十万キロあるという資料を出しておる。いろいろな事情で、閣議ではこれを三百九十万キロに抑えたので

ありますけれども、諸般の事情を検討いたしてみると、どうも常識的な消費量を無理に押えたような感が濃厚になつて参りました。この見込みについては、私はどちらが正しいかというところは、時間が証明をすると思います。今後の経済界の活況等を考えますと、消費量が増大するという事はまあ常識でありまして、政府の統一した意見というものはあまりにも低きに失する。ある程度危険率を見るところは、それはわかりますけれども、それにもかかわらず、あまりにも低きに失する。私はこういう事実は、他の税法における課税率をきめる場合においても、これが妥当であるかどうかということに對して、一そう國民の疑惑を深めることになるのじゃないだろうか。事、揮発油税の問題について今論議が集中されておりますけれども、こういうあまりにも低きもの、一年たつたらはつきするやうなものを閣議で押えてしまふという事は、他の課税率に對しても國民の疑惑を生むやうな結果になりまして、好ましい傾向ではないと思ふのであります。察するにこれは、政府の方では、昭和三十三年の予算案の予備費がきわめて少いので、予備費がきわめて少いので、大幅な経済運営していく場合には、どうもこの程度の予備費じゃ足りない、どこかに隠し財源をとっておかなければならない、その隠し財源をここに求めておる、こんなふうにも理解をされるわけであります。

そのほか揮発油税率の課税対象となりました自動車業者に對する担税能力については、これも委員会でもう少し質疑を行いたいと思つておりました

が、政府の見解とまた業者の間に對しても、また私どもの公正な立場においても、いろいろ議論があるところだと思ふのであります。現行税率を一きよに五割近くも引き上げるといふ場合には、担税者に對してはそれが非常なショックになるといふことは事實であります。この点を私は政府はもう少し考えなければならなかつたのではないだろうか、こう思ふのであります。政府の一部の人は私どもに、そういうことを社会党が言うことは、一部業者の負担軽減のために努力をする結果になる、だからおかしいじゃないか、という議論もかなり行われておりましたけれども、私は、これは本末転倒であると思ひます。かりに政府の見解を認めたといつたとしても、私は今の業者が笑いがとまらないといふほどたくさん利益を得ているとは思ひません。笑いがとまらないほど利益を得ているところのものは、むしろ日本の経済界において独占企業といわれる一部の産業界に多いのであります。ところが、こういうところに対しては、政府は手厚い保護を加える。あるいは租税特別措置法で議論いたしましたようにこの面についてはいろいろな免税を与えておる。そしてある程度利潤があるからという事で、そこに五割近くもの引き上げを行なつて道路整備の犠牲にさせるといふことは、まことに糧當を欠いておる。私もそれはそう考へるのであります。特に社会党として強調しなければならぬ点は、この結果運輸関係に従事しておるところの皆さんの労働者、これに對してはしわ寄せがくるという事であります。業者が今回のやうな大幅な課税率をかけられたために、

そうでなくとも悪い条件のもとで働いておる運輸関係労働者、これらの労働条件が低下する。そうしてその結果が交通安全の面においてもいろいろの影響を与える。労働者にとつては労働条件の低下になつてくる。こういう点が一番賛成しがたい点であつたわけでありまして。また、この論をもう少し進めていきますと、政府のその他の政策と相俟つて鉄道料金の引き上げが尾を引いてこのガソリン税の重課税のために今度はバス料金の引き上げということになる。国民生活全般に對して影響を与える。私もそれは鋭い批判を加えて参つた次第であります。幸にしてこの政府の提案に對する矛盾と誤まりを是正するために参議院の審議が進められて、今緑風会から修正案の提出となりましたことは、まことに喜ばしいことだと思ふのであります。

わが党は基本的には、政府が道路整備に積極的な態度を示して予算案にもっと大幅な一般財源を用意しない、ただ揮発油税、地方道路税の増徴だけはかゝるということに對しては反對でありましたけれども、この際、修正案に良識を感じますから、あえてこの修正案に賛成をいたすものであります。これが私どもの杉山委員提出の修正案に賛成する理由であります。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行います。(議事進行)「採決」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

これより採決を行います。「採決」異議があるから言つていいのじゃないですか」「宣言したじやないか」と呼ぶ者あり)

採決の後に發言を認めます。

採決を行います。木内委員の修正案は、施行期日及び施行期日の修正に伴う規定の整備に関するものであり、杉山委員の修正案は、木内委員の修正案に税率の引き下げ及び引き下げに伴う規定の整備に関するものが加わつておるのでありますから、まず両修正案の共通部分を除きまして、杉山案中の税率引き下げ及びこれに伴う規定の整備に関する部分、杉山案のうちの税率の引き下げ及びこれに伴う規定の整備に関する部分を問題に供します。(問)「それな」と呼ぶ者あり)

本修正案に、(共通部分とは何だ)「そんなことあるのか」と呼ぶ者あり)

本修正案に……。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ

それではもう一べん申し上げます。本内委員の修正案は、施行期日及び施行期日の修正に伴う規定の整備に関するものであり、杉山委員の修正案は、木内委員の修正案に税率引き下げ及び引き下げに伴う規定の整備に関するものが加わつたものであります。まず両修正案の共通部分を除き、杉山案中の税率引き下げ及びこれに伴う規定の整備に関する部分を問題に供します。

本修正案に賛成の方の拳手を願ひます。

〔賛成者拳手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 十二對十二で、可否同数であります。よつて、国会法第五十条により委員長が決めます。委員長は本修正案に賛成であります。よつて、杉山君の修正案中、税率引き下げに関する部分は可決されました。(拍手)

次に、木内君の修正案及び杉山君の修正案中の共通部分、すなわち、施行期日及び施行期日の修正に伴う規定の整備に関する修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の御拳手を願ひます。

〔賛成者拳手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて、施行期日及び施行期日の修正に伴う規定の整備に関する修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。修正部分を除く原案に賛成の方の御拳手を願ひます。

〔賛成者拳手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案は、いずれも修正議決すべきものと決しました。

なお、諸般の手續は、先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

平林 剛	天坊 裕彦
大矢 正	藤田藤太郎
栗山 良夫	大倉 精一
柴谷 要	杉山 昌作

野田 俊作 市川 房枝
岩間 正男 天田 勝正
○委員長(廣瀬久忠君) 委員会はこれにて散会します。
午後五時四十三分散会

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、準備預金制度に関する法律案
一、預金等に係る不当契約の取締りに関する法律案

準備預金制度に関する法律案
準備預金制度に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、通貨調節手段としての準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定金融機関」とは、銀行(銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の規定による免許を受けた銀行をいう)並びに長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行をいう)、外国為替銀行(外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行をいう)、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるものをいう。

2 この法律において「法定準備預金」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならぬ日本銀行に対する預け金

の最低額をいう。

3 この法律において「準備率」とは、指定金融機関の預金(外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期預金を含む。以下同じ)の額に対する当該指定金融機関の法定準備預金額の比率をいう。

4 この法律において「定期性預金」とは、払戻について期限の定めがある預金で政令で定めるもの及び定期預金をいう。

(日本銀行預け金の保有義務)

第三条 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第七条第一項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。

(準備率の設定、変更又は廃止)

第四条 日本銀行は、通貨の調節を図るため必要があると認める場合には、準備率を設定し、変更し、又は廃止することができる。

2 前項の準備率は、百分の十をこえることができない。

3 日本銀行は、第一項の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五条 日本銀行は、前条の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止する場合には、定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別に設定し、変更し、又は廃止することができる。

(公告)

第六条 第四条の規定による準備率の設定、変更又は廃止は、日本銀行の公告によつて行ふ。

(法定準備金額の計算方法)

第七条 指定金融機関の法定準備預金額は、当該指定金融機関のその月中の毎日(当日が休日ときは前日。以下次項において同じ)の終業時の預金の残高にそれぞれその日における準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに準備率が定められていない日があるときは、その日については、準備率を零として計算するものとする。

2 指定金融機関の第三条に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預け金(政令で定めるものを除く)の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

(預け金の額が不足する場合の措置)

第八条 前条第二項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第一項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に應じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に日歩一銭を加えた歩合により計算した金額を、政令で

定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

3 第一項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得の計算上、それぞれ益金又は損金に算入しない。

(報告書の提出)

第九条 指定金融機関は、政令で定めるところにより、その預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を日本銀行に提出しなければならない。

(政令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号を次のように改める。

六 準備預金制度に関する法律

第四条ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五十八号を第五十九号とし、第三十八号から第五十七

号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 準備預金制度の運用を監督すること。

第十二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本銀行の行う準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

第十五条第二項中「第五十三号及び第五十四号」を「第五十四号及び第五十五号」に改める。

第十六条第二項中「第五十五号から第五十七号」を「第五十六号から第五十八号」に改める。

第二十九条中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案

(定義)

第一条 この法律において「金融機関」とは、銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会その他預金等の受入及び資金の融通を業とする者をいう。

2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期預金、相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号に規

定する掛金及び信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条に規定する契約による金銭信託をいう。

3 この法律において「特別の金銭上の利益」とは、利息、手数料、礼金その他いづれの名義をもつてするかを問わず、預金等をする者が当該預金等に関し次に掲げるもののほかに受ける金銭上の利益をいう。

一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二条の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期預金にあつては、その契約に係る給付金額から払込金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの)及び配当

二 相互銀行法第三条の規定による免許を受ける際に認められ、又は同法第九条第三号の規定によりその変更について認可を受けた最高限度の掛金の利廻による利益(掛金契約に係る給付金額から掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するものをいう)

三 増増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第二条第二項に規定する増増金附貯蓄につき受ける増増金

(預金等に係る不当契約の禁止)

第二条 金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債

権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者に対し資金の融通をし、又は当該第三者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

2 金融機関に預金等をする者について媒介をする者は、当該預金等に関し、当該預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者若しくは自己に対し資金の融通をし、又はその者の指定する特定の第三者若しくは自己のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

(罰則)
第四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の規定に違反した者
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免かれる行為をした者

第五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金融

機関の役員又は職員は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三条の規定に違反したとき。

二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免かれる行為をしたとき。

2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合に、その相手方が第二条第一項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかつたことを理由として、前項の処罰を免かれることができない。ただし、その知らなかつたことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、同項に規定する目的を有することを知らなかつたことについて過失があるにとどまるときは、情状によりその刑を免除することができる。

第六条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人

又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
附 則
この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

昭和三十三年四月十日印刷

昭和三十三年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局